

第一類 第十号

衆議院 國會五回 第五回

商工委員會 議錄 第

(三九七)

出席委員		委員長代理	理事神田	事務官	専門員	専門員	主計君
理事濱雄太郎君	理事村上	理事今澄	勇君	理事橋本	金一君	勇君	俊郎君
理事川上	貫一君	理事永井	阿左美廣治君	小金	要造君	越田	清七君
門脇勝太郎君	高木吉之助君	多武良哲三君	門脇勝太郎君	義照君	與助君	谷崎	明君
福田	一君	柳原	稻垣平太郎君	多武良哲三君	稻垣平太郎君	大石	
河野	金昇君	田中伊三次君	田中伊三次君	稻垣平太郎君			
出席政府委員	商工大臣	稻垣平太郎君	稻垣平太郎君				
(國有財產局長)	舟山	正吉君					
大藏事務官	有田	二郎君					
商工政務次官	山本	高行君					
(総務局長)	武内	征平君					
商工事務官	始關	伊平君					
(鉄鋼局長)	山地	八郎君					
(石炭廳管理局長)	山口	良明君					
(石炭廳生産局長)	田口						
(商工技官)							
(経務局鉱山保安部長)	曾根						
議員	原健三郎君						
委員外の出席者	文二君						
總理廳事務官	江下忠君						
商工事務官	小池輝一君						
商工事務官	佐野清助君						
商工事務官	磯野太郎君						
出席國務大臣		出席國務大臣	出席國務大臣	出席國務大臣	出席國務大臣	出席國務大臣	出席國務大臣
五 月 十 日	銅、硫化鉻対策に関する請願(今澄勇君紹介)(第一四七八号)	中小企業協同組合法案に関する請願(米澤亮君紹介)(第一四八一號)	同(小坂善太郎君紹介)(第一四八二号)	同(山本久雄君紹介)(第一五〇一號)	同(岡村利右衛門君紹介)(第一五二五号)	同(原健三郎君紹介)(第一五二六号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)
京三製作所古河工場救済に関する請願(池田峯雄君紹介)(第一五〇一號)	勝田町の日立製作所水戸工場等救済に関する請願(池田峯雄君紹介)(第一五〇〇号)	同(岡村利右衛門君紹介)(第一五二五号)	同(原健三郎君紹介)(第一五二六号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)
中小企業協同組合法案に関する請願(山本久雄君紹介)(第一五二四号)	同(岡村利右衛門君紹介)(第一五二五号)	同(原健三郎君紹介)(第一五二六号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)
補助の請願(塙田賀四郎君紹介)(第一五二五号)	同(岡村利右衛門君紹介)(第一五二五号)	同(原健三郎君紹介)(第一五二六号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)
炭鉱対策に関する請願(石野久男君紹介)(第一五三三号)	電動力架設使用許可の請願(山口武秀君紹介)(第一五三三号)	本州、淡路間送電線敷設工事費國庫補助の請願(塙田賀四郎君紹介)(第一五二五号)	同(原健三郎君紹介)(第一五二六号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)
低品位炭鉱問題に関する請願(青野武一君外五名紹介)(第一五七二号)	電動力架設使用許可の請願(山口武秀君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五二五号)	同(原健三郎君紹介)(第一五二六号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)	同(原健三郎君紹介)(第一五三三号)
の審査を本委員会に付託された。							

同日
中小企業振興に関する陳情書（大阪府知事赤間文三）（第三八一號）
石灰窯素増産計画確立の陳情書（石灰窯素肥料工業振興会長近藤鎮次）
（第四一一号）
中小企業等協同組合法案に関する陳情書外七件（名古屋市南外堀町六丁目一番地名古屋市民信用組合長塚本三外二十二名）（第四二一號）
同外五件（和歌山縣有田郡湯淺町湯淺信用組合長片居熊太郎外十六名）
（第四三一號）
龍川化学工場を疏安製造工場に轉換等の陳情書（北海道議會議長坂東秀太郎）（第四三四號）
を本委員会に送付された。

て、最近関係方面から法制局長としての私に対しまして、かような点は修正してはどうであろうかという参考意見が示されたのであります。そこでこの機会にこれを一通り委員会の皆様にお伝え申し上げるとともに、これに関する私の所見を申し述べまして、委員会の審議の御参考に供したいと考えております。まず中小企業等協同組合法案であります。第六條にあります事業協同組合の従業員の人数が百人とありますのを、もつと小さく二十人ということに原則的にしまって、そうして二百人以上百人までの人数につきましては、これはときどきの要求に應じて、大臣が不服の申立てを聞いた上で、かつまたその関係者の意見を十分聞いた上で、適当なわくを定めて省令を制定する、そういうふうにして二十人以上のものは特に異議の申立てがあつたものについて、だんぐりと廣げて行くことにして、一應原則は二十人を越えないものというよう、この六條の規定を直すことがどうであろうかということを、まず示されたのであります。それからその次は信用協同組合を除外をするという意見が一部にあるようだけれども、そういう点はあまり穩當でないといふふうなことを言つていました。それから第七十條におきまして、事業協同組合が融資をするのでありますが、組合員以外の者に融資をするこ

とができるようになつてゐるのは、行き過ぎであるという意見があつたのであります。それから百六條におきまして、不服の申立てをする相手方が行政廳となつておつて、そして府縣の区域以内の者は、知事をもつて不服の申立てを決定する行政廳になつておりますけれども、知事では適當ではない大臣にするのが必要ではないかといふことが、一つの意見としてあつたのであります。それから最後に中小企業協同組合の施行法であります。この施行法の中に中央会のことが規定してあります。現在は中央会はやはりこの法律施行後八箇月のうちに解散することになつておるが、中央会は三箇月以内に解散することにしてはどうかという意見があつたのであります。この趣旨についてのこまかいことは、なお他の機会に申し上げたいと思いますが、大体以上の点を主といたしまして、この中央協同組合についての意見があつたのであります。これにつきましては、私どもはただ参考意見をここにお傳いいたしまして、その採否はすべて委員会で十分御検討を願うわけであります。が、以上申し上げました点は、大体法的には可能であるし、またでき得る限りそういう趣旨を実現することの方が、新しい法制として適當ではないかと思ひますけれども、これらについてはなおよく御研究願いたいと思うのであります。

○柳原委員 たとえば町村がグループといいますか、十箇町村とかあるいは五箇町村が組んで行うこともできるのですか。

許すのですから、町村が全部入つておつて、組合で表裏一体で許可されるのではないか、こう思うのです。

ましては、ある村とある村とがとても仲がよくて、ある村とある村とは仲が悪い。その五つの町なり村なりが、合併してやろうじないかということになつて、一つの他の村がそれに加入させてくれといつた場合に、それを拒否したりなんかすると、その政治的な問題は一体どういうふうに処理していくつもりですか。

と、日本で戦災をこうむつた都市の数を考えてみると、戦災をこうむつた市が九十五、町が二十五、村が四つとなつておりますが、その四つの中に武庫郡の村がみな入つておる。武庫郡の村は大体平均して六割二分の戦災をこうむつておる。人口は村全体を合せますと、十二万という非常に厖大な数になつております。近くには神戸があるし、大阪を控えておるし、やればもうからります。戦災を非常にこうむつておるので財政は窮屈しておるし、できたらこの辺に、協議会の賛成を得まして、やらしていただきたいと思つております。協議会で許さぬといえばそれまでの話だけれども……。

○柳原委員 ちよつと質問はこまかくなりますけれども、たとえば、五、六箇町村が組合をつくつて指定してくれといった場合に、その指定される対象というものは、それ／＼の町であり村であるわけですか。あるいはそれらが組合として指定されるのですか。

○原健三郎君 たとえば組合になつておりましたら、組合として指定町村に

会へ一應かけますから、その協議会においてこれだけはけしからぬではないか、一つだけはずすのはおかしいから入れて來い、それなら一應考慮してやるぞと言えはいいと思います。自分の損になりますから——決定したものを協議会にかけますから、そこで適当に調整され、調和され、うまく運営されるのではないかと思つております。

○柳原委員 そうするとこれはある五つなり六つなりの町や村によつて、自轉車競争をやることを許可するといふことになりまして、これは確かに収益を上げるであろう、こういう前提のもとに協議をする。そうするとその割前を他の町村ももらいたいがために、全部のものがそのわくにおれも入れてくれというふうに言つて來た場合には、とても整理のつかないことになりはしないかと心配するのですが、その点いかがですか。

○原健三郎君 それは今商工省の行政當局からもお話をあつたように、一定の基準がありまして、何でもないのにいたとえば戦災をこうむつていな

をしたらえりでですから、くろうと考
えではなか／＼やれない。よほど確信
を持つてやらないと損をしてしまいま
す。その点商工当局は言わなかつたの
ですか、ほくらが考えますと／＼か／＼
すると損をする。非常にその点で制約
されてしまふと思つております。

○柳原委員 機械局長さんに質問をい
たしますが、先ほど委員会とか審議会
とか言われましたが、それは法的なも
のですか。

○武内政府委員 これは法的のもので
はございません。技術上のものです。

委員会を形成いたしましたのは、協議
会は技術上のものであるということで
あります。

○柳原委員 そうすると、その協議会
というものの構成、いうものはだれが
きめたわけですか。

○武内政府委員 これは自轉車競技法
が設置されました直後に、御承知のよ
うに本法は議員提出の法律であります
から、当時提出されました國會議員の
方々とあとで相談をいたしまして、指
定につきましては公正にやらなければ
きません。

ても非常に困つておる点でありますて、今回の予算で初めて三名の定員が認められたのでありますて、今まで施行して來ましたのは新たに自轉車競技法が設定されて、これを商工省が自轉車の生産に關することをやつておりますから、そなへ関連してやることになつておりますが、從來生産關係に從事いたしておりますものを、そちらの方から手を省きまして、競技法の実施をいたして、初めて本國會で三名が通つたわけであります。實際問題といたしましては、個々の競技をいたしますと、例の市町村の收入になるものと國庫の收入になるものと、一回々々ほんとうにこまかに計算をしまして、それを監査して、不正のないようにするというためには、とうてい三名ではできないと思いますけれども、いろいろな事情から予算で三名しか認めていただけなかつた。これは地方の商工局もございますので、本省から常に出るといふことでなしに、地方の商工局の方からも應援していただきまして、何とかやつて行こうといふのですが、非常に

ことのみを考えず、全國的な問題についてよく考えてみなければいけないと思ふ。そこで本改正案で四十幾つの都市のはかに、さらに全國の町村がじやんじやん出て来るが、いまだ九つしか審議が済んでおらぬ。そういう申請がうんと来たら、實質上の問題としては、これは今まできぬではないか。さらに自轉車に乗つて走らねばならぬが、自轉車の乗り子の数は、私が調べたところでは今わずかに四百三十人しかおらぬ。全國九つの競輪場を乗り歩くでさえも精一ぱいで、足らぬくらいだ。にもかわらず、全國の市町村にいまだ許可を貰えられぬものが、一部に貰えられると、いうことは、提出者に聞きたいが、一地方の状態をあまり重視されておるのではないか。全國的なそうちつた部面については、この法案提出者はどういう見解を持つておられるか。その御答弁を承りたい。

○原健三郎君 今の御説御趣旨は決して反対するものではございません。理論的には御説ごもつとも存じておりますが、われ／＼の考え方では、同じ行

のに、うちの町村は困っているとか言いましても、それはやはり條件や基準にはならないのです。だから戦災をこうむつていない町がむやみに全國から申込んで來ても、立法の趣旨から言ってもはまらないし、ことに競馬でも自轉車でも一番主たることは、商工当局もおつしやつたように戦災を著しくこうむつてゐる、六割以上もこうむつてゐるというような、しかも人口が今言つたように多いこと、しかもそれが、もうかるといふことが第一です。今商工当局は言わなかつたのです。もうからなければ何もならないし、損ならぬという趣旨から、先ほど申し上げました範囲で、事實上の組織として運営して行くということで、今までに数回聞きまして、ただいまはこういうかつこうであります。

○今澄委員 これは議員提出の法律案になつておるので、ちょうど政府委員の方が来ておられるから伺いたいのですが、政府は予算の関係でわざか一一名しかおらぬ貧弱な陣容ですが、これで大体成算といふか、自信がありますか。ちょっとここでお伺いします。

○武内政府委員 実はだいま今澄委員から御質問のこととは、われくとし

○今邊委員 今政府側の答弁を聞くと、私は一名と思つておつたが、今度予算でどうにか三名にふえた、たつた三名の定員しかいないということです。それで目下指定申請中の都市は現在四十幾つありますが、その中で指定が済んだのは九つ、あとは人員が足らぬのと、いろいろの條件からまだその審査並びに許可を得るに至らない。この状態においてさらに町村を加えるということは、なるほど理論的にはいいと思うが、あまりに急ぎ過ぎるではないか。何でこんなに急ぐのか。一町村の

苦しいわけでござります。
○今邊委員 今政府側の答弁を聞く
と、私は一名と思つておつたが、今度
予算でどうにか三名にえた、たつた
三名の定員しかいないということです。
それで自下指定申請中の都市は現
在四十幾つあります、あとは人員が足ら
ぬのと、いろいろの條件からまだその審
査並びに許可を得るに至らない。この
状態においてさらに町村を加えるとい
うことは、なるほど理論的にはいいと
思うが、あまりに過ぎるではないと
か。何でこんなに急くのか。一町村の
ことのみを考えず、全國的な問題につ
いてよく考えてみなければいけないと
思う。そこで本改正案で四十幾つの都
市のほかに、さらに全國の町村がじや
んじやん出て来るが、いまだ九つしか
審議が済んでおらぬ。そういう申請が
うんと来たら、實質上の問題としては、
これは今できぬではないか。さらに自
轉車に乗つて走らねばならぬが、自轉
車の乗り子の数は、私が調べたところ
では今わざかに四百三十人しかおら
ぬ。全國九つの競輪場を乗り歩くので
さえも精一ぱいで、足らぬくらいだ。
にもかかわらず、全國の市町村にいま
だ許可を與えられたものが、一部に與
えられるということは、提出者に聞き
たいが、一地方の状態をあまり重視さ
れておるのでないか。全國的なそうち
いつた部面については、この法案提出
者はどういう見解を持つておられる
か。その御答弁を承りたい。

政区の違いでもつて、市においてはやれるが、その隣りの町村で、同じ人口をたくさん擁しておるところの、たとえば合併すると十二万もあるような町村は、單なる町や村ではない。しかも戦災を受けておるという点から言いますと、著しく戦災をこうむつて困つておる。その救済の方法は、今のところ今度の予算なんかから考えても、なかなか見当らない。その地方の戦災をこうむつた苦しい町村の実情を考えますと、自轉車競技法の法律を少しわくを廣げて、地方財政の窮屈を救つてやりたいと思つております。

馬と並んだ重大な問題で、これがだんだんと育成されて、ほんとうに競輪といふものが國民の中に根を張つて大きくなるためには、一朝一夕ではいけない。やはり漸次順を追うてやることが必要であろうと思う。にもかかわらず急に本案を提出した。関係当局あたりの見解を聞いてみると、かような問題を非常に歓迎しておるとも思われない。そういう状況下においても急速に、この國会で一日を争うてこの法律案を出さなければならない理由を、ひとつ提案者にお聞きしたい。

いし、それを借り受けける場合になりますと、なおさら町村がたくさんやれないと。ありますから町村ということに廣げますと、何となしにこれは全國的に町村に行くように見えますが、われわれも初めのときはそういうふうに感じておつたのですが、いろいろ調査をして、實際のことに当つて見ますと、この法律のわくを廣げましても、實際はここ半年や一年にそろ三つも四つもふえないという事情にありますので、いろいろお説はありますが、よろしくひとつお願ひ申し上げます。

○門脇委員 私は本提案に賛成をするものであります。なぜかと言いますと、どうも終戦後國民の氣持があらゆる角度から非常に萎縮、圧迫されておるような感じがあります。そこで國民に一つの明るい希望を持たせる意味から、こういつたことを國家が廣く許可をすると、いうことが、非常に國民の氣持を明るくし、希望を持たせる意味において効果があると考えます。細目についてここに検討しますと、いろいろな意見もわかると思いますが、こういうことはひとつ政治力をもつて、氣持を明るく轉換するということのために、ぜひ実現することの方が政治的にいいと考えます。本日は他の重要法案もすいぶんあるようでありますから、このへんで質疑を打切つて討論に入られるように、緊急動議を提出いたします。

○今澤委員 よつと——それでこの法案がきようことで採決せられてやることには異議ありませんが、しかし私はこの法案が通るのに先だつて、商工委員会の一人として、全國的に見れば、このへんで質疑を打切つて討論に入られたように三人しか事務官がいな

い。ところで四十四の都市から申請が來ておるもの、九つしか許可するだけの能力がない。政府委員からは委員会の席上においても、まことに困った自信がないような答弁があつたにもかかわらず、これを提出された議員の方の市町村がぐあいがいいからというので、國会に對して多數の力でこれを押しきるということは、私はまことにどういうものであろうかと思う。しかも今御意見を聞くと、おそらくこの法律を出してても、申請をいたして來るのは一箇所か二箇所しかないだらうといふ提出議員の御言葉は、自分の關係しておる町村だけということを明らかに物語つておるのであります。こういうものはおそらく民主自由党も民主党もその点をひとつ十分おくみとりいただいて、こういう法案についてどうした方が國會議員として正しいかというごとをお考えを願いたい。これで私の質問を打ち切ります。

は炭鉱へ坑木をよう入れないことは御承知の通りであります。ところが炭鉱へ坑木が入らないとすると、古い坑木でそう鉱山労働者その他の生命が保障されるのはではない。やはり災害は非常に起つておる。だからこの法案がいくら論議されても、そういう大きな金詰まりの問題一つを見ても、鉱山労働者といふものは古い坑木のもとに非常に危険にさらされる。私は珪肺の問題についてもいかなる問題についても、この法律案では今言つたそういう資金の問題やら、資材の問題やら、いろいろのものがみなこういう状態になることを非常に恐れるのであります。今の坑木の問題についても、有田政務次官はこの鉱山保安法と、そういう資金関係から代金が拂えないで坑木が山に入らないということについては、どういう御見解をお持ちになつておるか、承りたいと思います。

きな不安を與える状態ができるのであります。が、こういう状態について鉱山法では、私は労働者の保安が保たれるわけはないと思う。それはせんじ詰めればきっと金を拂い、それから坑木が入るのである。こういう状態のもとにおいては、私は生死の問題であり、片方は金融がでなければ金を拂い、それから坑木が入るものである。ただ善處するということだけでは、片方は生死の問題であり、片方は金融がでなければ金を拂い、それから坑木が入るものである。この問題について何か抜本的なこれらの方針を立てなければなりません。そこで曾根さんにお聞きしたいのですが、もしもそういう状況が出て、たとえば坑木が古くなつてつぶれそうになつておる。それに対ししてなかなか支拂い関係がうまく行かぬから、新しく補充しようと思つても補充できないというような場合には、何とかそれを打開する強力な措置をとられるような計画その他のものがおありでござりますか。ひとつ専門家としてこの御意見をお聞きしたいと思います。

鉱なら炭鉱の経営のやりくりをいたしました、そして、絶対に安全作業のために必要な坑木の資金を生み出し、坑木を確保するということに努力が拂われるようになります。また具体的にどうしても坑木の供給もなくして、作業が非常に危険であるというような状態が起りますれば、この法案に基きまして所要の監督命令を出して、安全をはかるという措置も講じたいと思つております。

○聽審委員 第一にこの法案を商工省の専管にしておることにつきまして、昨日はから質問がありまして、労働省と商工省との間の考え方などについての質問もありましたが、どうも鉱山の災害の問題は、被害者は労働者でありまして、労働者の身体生命の、危険を守るというのが、本案の根本の趣旨でなければならぬと思う。そうしてこれは実事労働者の間でも再三再四労働省所管としてやることを要求して來ておつたのは事実であります。今度はそれが全然無視されてしまいまして、商工省移管になつております。ところが商工省の鉱山に対するやり方は、從来の実例から申しましても、鉱山保安の問題などは常に属的にしか考えていないのであります。こういう商工省がこれを所管したということに、非常に大きな問題があると思うのであります。事実このために今まで災害の生ずるような設備がありましても、あるいは労働条件の問題がありましても、すべて増産のためにはやむを得ぬのだと

のことでやられて来ておりました。そしておるのであります、一体商工省では鉱山保安の問題を、数万の犠牲者を出しておるこの災害の問題を、何のために労働省の所管にしないで、全くまで商工省の所管にしたか。どうもこれには官僚のなわ張り的な氣持も、この間に働いているようと思うのであります。が、従来の実際のやり方に對して、今後の商工省の考え方をもう少し具体的に御説明願いたいと思います。

○曾根政府委員 鉱山の保安を商工省で一元的に所管するということに決定になりました趣旨は、結局、應労効基準法の制定によりまして、理論的に鉱山の保安の中から、労働者の危害の防止というのもと、鉱山の保安といふものを分離してみると、建前で、應われられたので、ざいますが、それを実際にわけるということになりますと、これから申しますような理由によつてわけられないということと、また所管問題が一元的に従来のようにしなければならぬということになつたわけがあります。第一番の理由といたしましては、鉱山の主として地下における作業の特殊性からいたしまして、生産という作業と保安という事項がわけられない。これは車の両輪ということではなくて物の裏表というような関係にあります、どうしてもわけられない。たとえて申しますと、坑内で切羽を立てて作業計畫を立てるということは、これは生産計畫であります、それとともにそれ 자체が保安計畫であり、通氣をどうする、運搬をどうするということは、すべてが、保安事項から集まつておるような形になつております。そういう

う関係でどうしてもわけられない。それからまた鉱山の保安といふものは、鉱山に働く労働者の危害を防止するということが主眼でございますが、それだけが鉱山の保安ではございません。それで、鉱山の鉱業施設設備の保全をすると。それから有限な地下資源の鉱力を保護する、こういう見地からの鉱山の保安といふものがあります。それからまたもう一つ公益の保護といふ建前での鉱害防止という面から見た保安というもののがあります。それからもう一つの一体化してこういうのが鉱山保安といふことになりますので、やはりこれもわけようとしてもどうしてもわけられない。それからまた歐米その他ソ連など各國の行政官廳の機構について見ましても、生産の所管官廳と保安の所管官廳は、頭で一本になつた機構であつておるというような諸外國の実例をもあわせ考え、まただいま申したような趣旨から、商工省に一元的に所管するというふうに決定になつたことをもあわせておきます。それでしかば商工省で所管いたして保安行政を実施いたす場合に、生産行政のための犠牲になつて保安がおるそかになりはしないか、ということが、懸念せられると思うわけでございますが、その点につきましてはこの保安法の中の監督機関の章におきまして、十分に強力な態勢を固めていただきたいれば、生産のために犠牲になるということでなしに、十分な強力な監督の態勢がとり得るのじやないかと思います。それからもう一つそれでもなおいろいろな問題がござります場合につきましては、一般的の労働行政の所管官廳である労働大臣並びに労働基準局長から、それぐ商工大

臣並びに鉱山保安局長に勧告するよう

な條項を、ここにちやんと明文として

織り込んでございますので、その運用

によりまして、ただいまの御懸念のよ

うな点は十分に措置し得るのではない

かと思つております。

○聽審委員 どうも商工省の官僚の御

説明は、いつも車の両輪であるとか、

まことにけつこうなことを言つており

ますけれども、私が特にお聞きしたい

のは、今度の鉱山保安法が出来んで

ますけれども、私が特にお聞きしたい

のは、いつも車の両輪であるとか、

まことにけつこうなことを言つており

ますけれども、私が特にお聞きしたい

終戦後でも逐年非常な災害の激増を示

しておりますが、その激増がそういう

ことはお見えになつておりますか。

終戦後でも逐年非常な災害の激増を示

ておりますが、その激増がそういう

ことはお見えになつておりますが、

それは概数で申しまして、ただいま

ま約五十万人、三十万人ばかり急に

増えたのです。それで、商工省におきまし

てお見えになつておりますか。

○曾根政府委員 災害の問題につきま

しては、大要はお手元の資料でおわかれ

りますだけでは、はつきりとその程度

がどういうふうに変更しておるかとい

うことはわからぬのでございま

うふうな関係にあるかという点が、大

きく災害がどういうふうに動いて来てお

るかというパロメーターになると思

います。その数字を見ますと、終戦後

昭和二十年が千人当たり年三・五人で

あります。その数字を見ますと、終戦後

死亡者の率につきまして申しますと、

二十二年には一・七人、それから二十

三年度はまだ正確な数字になつております

がございました。そういう点を今度の法案

にもございました通りに、現行の法規

におきましては、若干責任態勢が明確

でないような点がございまして、つまり

鉱業権者と技術管理者との間の責任

の關係その他につきまして、運用につ

いて不明確な点があつて遺憾な点がございました。そういう点を今度の法案

におきましては、はつきりと鉱業権者

の義務を明確に措置すべき事項として

規定した。そういうことによりまして、從來よりもはるかに強力な保安の

行政が運営されるということを期待す

るわけあります。従つて從來の鉱業

と二十一年が百八十人、二十二年三百

人、二十三年百八十三人といふよう

ますと、二十一年の数字から申します

は一番大きな原因といったしましては、

若干遺憾な点があつたということは言えます。

○聽審委員 それでは重ねてお尋ねし

労働者が相当多数入坑して仕事をして

終戦後鉱山における労働者の構成が非

常に大幅にかわりまして、從來外地の

常におきましては、はつきりと鉱業権者

の義務を明確に措置すべき事項として

規定した。そういうことによりまして、從來よりもはるかに強力な保安の

行政が運営されるということを期待す

るわけあります。従つて從來の鉱業

と二十一年が百八十人、二十二年三百

人、二十三年百八十三人といふよう

ますと、二十一年の数字から申します

は一番大きな原因といったしましては、

若干遺憾な点があつたということは言えます。

○聽審委員 それでは重ねてお尋ねし

労働者が相当多数入坑して仕事をして

終戦後鉱山における労働者の構成が非

常に大幅にかわりまして、從來外地の

常におきましては、はつきりと鉱業権者

の義務を明確に措置すべき事項として

規定した。そういうことによりまして、從來よりもはるかに強力な保安の

行政が運営されるということを期待す

るわけあります。従つて從來の鉱業

と二十一年が百八十人、二十二年三百

人、二十三年百八十三人といふよう

ますと、二十一年の数字から申します

は一番大きな原因といったしましては、

若干遺憾な点があつたということは言えます。

○聽審委員 それでは重ねてお尋ねし

労働者が相当多数入坑して仕事をして

終戦後鉱山における労働者の構成が非

常に大幅にかわりまして、從來外地の

常におきましては、はつきりと鉱業権者

の義務を明確に措置すべき事項として

規定した。そういうことによりまして、從來よりもはるかに強力な保安の

行政が運営されるということを期待す

るわけあります。従つて從來の鉱業

と二十一年が百八十人、二十二年三百

人、二十三年百八十三人といふよう

ますと、二十一年の数字から申します

は一番大きな原因といったしましては、

若干遺憾な点があつたということは言えます。

○聽審委員 それでは重ねてお尋ねし

労働者が相当多数入坑して仕事をして

終戦後鉱山における労働者の構成が非

常に大幅にかわりまして、從來外地の

常におきましては、はつきりと鉱業権者

の義務を明確に措置すべき事項として

規定した。そういうことによりまして、從來よりもはるかに強力な保安の

行政が運営されるということを期待す

るわけあります。従つて從來の鉱業

と二十一年が百八十人、二十二年三百

人、二十三年百八十三人といふよう

ますと、二十一年の数字から申します

は一番大きな原因といったしましては、

若干遺憾な点があつたということは言えます。

○聽審委員 それでは重ねてお尋ねし

労働者が相当多数入坑して仕事をして

終戦後鉱山における労働者の構成が非

常に大幅にかわりまして、從來外地の

常におきましては、はつきりと鉱業権者

の義務を明確に措置すべき事項として

規定した。そういうことによりまして、從來よりもはるかに強力な保安の

行政が運営されるということを期待す

るわけあります。従つて從來の鉱業

と二十一年が百八十人、二十二年三百

人、二十三年百八十三人といふよう

ますと、二十一年の数字から申します

は一番大きな原因といったしましては、

若干遺憾な点があつたということは言えます。

○聽審委員 それでは重ねてお尋ねし

労働者が相当多数入坑して仕事をして

終戦後鉱山における労働者の構成が非

常に大幅にかわりまして、從來外地の

常におきましては、はつきりと鉱業権者

の義務を明確に措置すべき事項として

規定した。そういうことによりまして、從來よりもはるかに強力な保安の

行政が運営されるということを期待す

るわけあります。従つて從來の鉱業

と二十一年が百八十人、二十二年三百

人、二十三年百八十三人といふよう

ますと、二十一年の数字から申します

は一番大きな原因といったしましては、

若干遺憾な点があつたということは言えます。

○聽審委員 それでは重ねてお尋ねし

労働者が相当多数入坑して仕事をして

終戦後鉱山における労働者の構成が非

常に大幅にかわりまして、從來外地の

常におきましては、はつきりと鉱業権者

の義務を明確に措置すべき事項として

規定した。そういうことによりまして、從來よりもはるかに強力な保安の

行政が運営されるということを期待す

るわけあります。従つて從來の鉱業

と二十一年が百八十人、二十二年三百

人、二十三年百八十三人といふよう

ますと、二十一年の数字から申します

は一番大きな原因といったしましては、

若干遺憾な点があつたということは言えます。

○聽審委員 それでは重ねてお尋ねし

労働者が相当多数入坑して仕事をして

終戦後鉱山における労働者の構成が非

常に大幅にかわりまして、從來外地の

常におきましては、はつきりと鉱業権者

の義務を明確に措置すべき事項として

規定した。そういうことによりまして、從來よりもはるかに強力な保安の

行政が運営されるということを期待す

るわけあります。従つて從來の鉱業

と二十一年が百八十人、二十二年三百

人、二十三年百八十三人といふよう

ますと、二十一年の数字から申します

は一番大きな原因といったしましては、

若干遺憾な点があつたということは言えます。

○聽審委員 それでは重ねてお尋ねし

労働者が相当多数入坑して仕事をして

終戦後鉱山における労働者の構成が非

常に大幅にかわりまして、從來外地の

常におきましては、はつきりと鉱業権者

の義務を明確に措置すべき事項として

規定した。そういうことによりまして、從來よりもはるかに強力な保安の

行政が運営されるということを期待す

るわけあります。従つて從來の鉱業

と二十一年が百八十人、二十二年三百

人、二十三年百八十三人といふよう

ますと、二十一年の数字から申します

は一番大きな原因といったしましては、

数でございますし、それから実際の現場はさらに多数になりますので、もちろん私直接にその全部を把握することは、ちょっとできかねる問題でございますが、ただいま申し上げましたように、各地方機構におきまして、十分に各作業場の末端まで、現在の保安状況がどういう程度になつておるかということを、十分に把握いたしておると信じております。それでまた特に地区ごとに重要な問題で、少くとも重軽傷を合わせまして五人以上の天災が起りましたときには、必ずその原因はどういうことであるか。また善後処置はどういうふうになつておるかと、詳細の報告は、全部私どもの方に参つております。

○聽證委員 結局あなたは何も知らな

いような実情のように思います。これ

はほんとうに保安法を提出するとなれ

ば、現場にこういう災害が起つて來て

ある。この問題についての実際の状況

といふものを、ほんとうに調べて把握

しておかなくて、どうしてこんなもの

を出されるわけがありますか。事実こ

の問題は現場の状況と密接な関係があ

ります。これなくしてこんな

保安法を提出するということは、何の

意味もなさない。現に今まで商工省は

監督の任に当つておりながら、実際の

実情をここで述べることもできない。

そういうことで保安法を提出されると

いうのは、まことに無責任きわまる話

であります。大体いろ／＼なことがあ

りますけれども、現在どういう状況が

出て來ているかと言いますと、現場に

おきましては実際のところ炭鉱の労働

が行われている所はほとんどないので

ある。一体こういうものに対して何を

やつて來ているか。何もやらないで、

危険がなくなるということはとんで

ない話である。あるいはまた犠牲者

のことなんか何も言いません。そうし

てただ増産々々とやられている。また

現場における災害事故の全國的に現わ

れておる状況はどうかということは、

知識な状態に置いておりながら、保安

各地方機構におきまして、十分に各作

業場の末端まで、現在の保安状況がど

ういう程度になつておるかということを、十分に把握いたしておると信じて

おります。それでまた特に地区ごとに

重要な問題で、少くとも重軽傷を合わ

せまして五人以上の天災が起りました

ときには、必ずその原因はどういうこ

とであるか。また善後処置はどういう

ふうになつておるかと、詳細の報告

は、全部私どもの方に参つております。

○聽證委員 結局あなたは何も知らな

いような実情のように思います。これ

はほんとうに保安法を提出するとなれ

ば、現場にこういう災害が起つて來て

ある。この問題についての実際の状況

といふものを、ほんとうに調べて把握

しておかなくて、どうしてこんなもの

を出されるわけがありますか。事実こ

の問題は現場の状況と密接な関係があ

ります。これなくしてこんな

保安法を提出するということは、何の

意味もなさない。現に今まで商工省は

監督の任に当つておりながら、実際の

実情をここで述べることもできない。

そういうことで保安法を提出されると

いうのは、まことに無責任きわまる話

であります。大体いろ／＼なことがあ

りますけれども、現在どういう状況が

出て來ているかと言いますと、現場に

おきましては実際のところ炭鉱の労働

が行われている所はほとんどないので

ある。一体こういうことでもつて、あな

どは保安規則を全然知られておりま

せん。大体経営の方ではこの保安規

則を労働者に知らせることが一切サボ

つております。そういうことを全然無

くしておる状況はどうかといふことは、

組合なんかが実際に官僚に対し

ましてこれを要求しましても、大体法

的に罰則がないからと、いうことで逃げ

ております。こういう状況であります。こうい

うことを實際あなた方は全然お知りに

ならないのか。無視してやつておられ

るのか。坑内におきましても衛生管理

者を選定すべきところを、専任者とい

う者は事実上選ばないで、ほとんど放

棄されておる。そうして坑内の衛生と

灾害の場合の救援すらも十分行われて

いない。坑内の急救箱の中には赤チン

キとはうたいだけしか入つていないと

いう状況が幾らもある。また一番大き

な爆発やろ／＼の原因になりますが

スの量であるとか、あるいは坑内のい

ろいろな危険防除、こういうものに対

しておかなくて、どうしてこんなもの

を出されるわけがありますか。事実こ

の問題は現場の状況と密接な関係があ

ります。これなくしてこんな

保安法を提出するということは、何の

意味もなさない。現に今まで商工省は

監督の任に当つておりながら、実際の

実情をここで述べることもできない。

そういうことで保安法を提出されると

いうのは、まことに無責任きわまる話

であります。大体いろ／＼なことがあ

りますけれども、現在どういう状況が

出て來ているかと言いますと、現場に

おきましては実際のところ炭鉱の労働

が行われている所はほとんどないので

ある。一体こういうことでもつて、あな

どは保安規則を全然知られておりま

せん。大体経営の方ではこの保安規

則を労働者に知らせることが一切サボ

つております。そういうことを全然無

くしておる状況はどうかといふことは、

組合なんかが実際に官僚に対し

ましてこれを要求しましても、大体法

的に罰則がないからと、いうことで逃げ

ております。こういう状況であります。こうい

うことを實際あなた方は全然お知りに

ならないのか。無視してやつておられ

るのか。坑内におきましても衛生管理

者を選定すべきところを、専任者とい

う者は事実上選ばないで、ほとんど放

棄されておる。そうして坑内の衛生と

灾害の場合の救援すらも十分行われて

いない。坑内の急救箱の中には赤チン

キとはうたいだけしか入つていないと

いう状況が幾らもある。また一番大き

な爆発やろ／＼の原因になりますが

スの量であるとか、あるいは坑内のい

ろいろな危険防除、こういうものに対

しておかなくて、どうしてこんなもの

を出されるわけありますか。事実こ

の問題は現場の状況と密接な関係があ

ります。これなくしてこんな

保安法を提出するということは、何の

意味もなさない。現に今まで商工省は

監督の任に当つておりながら、実際の

実情をここで述べることもできない。

そういうことで保安法を提出されると

いうのは、まことに無責任きわまる話

であります。大体いろ／＼なことがあ

りますけれども、現在どういう状況が

出て來ているかと言いますと、現場に

おきましては実際のところ炭鉱の労働

が行われている所はほとんどないので

ある。一体こういうことでもつて、あな

どは保安規則を全然知られておりま

せん。大体経営の方ではこの保安規

則を労働者に知らせることが一切サボ

つております。そういうことを全然無

くしておる状況はどうかといふことは、

組合なんかが実際に官僚に対し

ましてこれを要求しましても、大体法

的に罰則がないからと、いうことで逃げ

ております。こういう状況であります。こうい

うことを實際あなた方は全然お知りに

ならないのか。無視してやつておられ

るのか。坑内におきましても衛生管理

者を選定すべきところを、専任者とい

う者は事実上選ばないで、ほとんど放

棄されておる。そうして坑内の衛生と

灾害の場合の救援すらも十分行われて

いない。坑内の急救箱の中には赤チン

キとはうたいだけしか入つていないと

いう状況が幾らもある。また一番大き

な爆発やろ／＼の原因になりますが

スの量であるとか、あるいは坑内のい

ろいろな危険防除、こういうものに対

しておかなくて、どうしてこんなもの

を出されるわけありますか。事実こ

の問題は現場の状況と密接な関係があ

ります。これなくしてこんな

保安法を提出するということは、何の

意味もなさない。現に今まで商工省は

監督の任に当つておりながら、実際の

実情をここで述べることもできない。

そういうことで保安法を提出されると

いうのは、まことに無責任きわまる話

であります。大体いろ／＼なことがあ

りますけれども、現在どういう状況が

出て來ているかと言いますと、現場に

おきましては実際のところ炭鉱の労働

が行われている所はほとんどないので

ある。一体こういうことでもつて、あな

どは保安規則を全然知られておりま

せん。大体経営の方ではこの保安規

則を労働者に知らせることが一切サボ

つております。そういうことを全然無

くしておる状況はどうかといふことは、

組合なんかが実際に官僚に対し

ましてこれを要求しましても、大体法

的に罰則がないからと、いうことで逃げ

ております。こういう状況であります。こうい

うことを實際あなた方は全然お知りに

ならないのか。無視してやつておられ

るのか。坑内におきましても衛生管理

者を選定すべきところを、専任者とい

う者は事実上選ばないで、ほとんど放

棄されておる。そうして坑内の衛生と

灾害の場合の救援すらも十分行われて

いない。坑内の急救箱の中には赤チン

キとはうたいだけしか入つていないと

いう状況が幾らもある。また一番大き

な爆発やろ／＼の原因になりますが

スの量であるとか、あるいは坑内のい

ろいろな危険防除、こういうものに対

しておかなくて、どうしてこんなもの

を出されるわけありますか。事実こ

の問題は現場の状況と密接な関係があ

ります。これなくしてこんな

保安法を提出するということは、何の

意味もなさない。現に今まで商工省は

監督の任に当つておりながら、実際の

実情をここで述べることもできない。

そういうことで保安法を提出されると

いうのは、まことに無責任きわまる話

であります。大体いろ／＼なことがあ

りますけれども、現在どういう状況が

出て來ているかと言いますと、現場に

おきましては実際のところ炭鉱の労働

が行われている所はほとんどないので

ある。一体こういうことでもつて、あな

どは保安規則を全然知られておりま

せん。大体経営の方ではこの保安規

則を労働者に知らせることが一切サボ

つております。そういうことを全然無

くしておる状況はどうかといふことは、

組合なんかが実際に官僚に対し

ましてこれを要求しましても、大体法

的に罰則がないからと、いうことで逃げ

ております。こういう状況であります。こうい

うことを實際あなた方は全然お知りに

ならないのか。無視してやつておられ

るのか。坑内におきましても衛生管理

者を選定すべきところを、専任者とい

う者は事実上選ばないで、ほとんど放

棄されておる。そうして坑内の衛生と

灾害の場合の救援すらも十分行われて

いない。坑内の急救箱の中には赤チン

キとはうたいだけしか入つていないと

いう状況が幾らもある。また一番大き

な爆発やろ／＼の原因になりますが

スの量であるとか、あるいは坑内のい

ろいろな危

のであります。この点についてははつきりと商工大臣にお聞きしたいのです。この二つの資料以外に商工省には炭鉱の資金監査をなされたものはございません。これは全部ことありますか。これは全部こと出でているのでありますか。この点をひとつ明らかにしていただきたい。

○稻垣國務大臣 商工大臣にということがありますから、お答えいたしますが、最初お手元に差出した以外にございませんことを申し添えておきます。

○磯野説明員 お答えいたしましたが、最初お手元に差出した以外にございませんことを申し添えておきます。

○稻垣國務大臣 商工大臣にといふとありますから、お答えいたしますが、最初お手元に差出したものの内容についての御不審がございましたら、監査課長が参つておりますから監査課長から説明させます。

○磯野説明員 簡単に御説明いたしました。昨年十一月から十二月にかけまして監査を行いましたけれども、その監査の対象につきましては、これは復興金融金庫融資のみを対象としたのでございます。

○磯野説明員 簡単に御説明いたしました。昨年十一月から十二月にかけまして監査を行いましたけれども、その監査の対象につきましては、これは復興金融金庫融資のみを対象としたのでございます。

○磯野説明員 今その資料があるかという御質問でございますけれども、石炭廳の当時行いました監査の報告書といたしまして、つまり石炭廳の公文書たる報告書といたしまして、そういうものはございません。

○川上委員 石炭廳の公文書としての次に麻生の件でございますけれども、麻生鉱業の復金融融資の使途について監査を行いましたけれども、その監査の対象につきましては、これは復興金融金庫融資のみを対象としたのでございます。

○磯野説明員 今その資料があるかという御質問でございますけれども、石炭廳の当時行いました監査の報告書といたしまして、つまり石炭廳の公文書たる報告書といたしまして、そういうものはございません。

○川上委員 石炭廳の公文書としての次に麻生の件でございますけれども、麻生鉱業の復金融融資の使途について監査を行いましたけれども、その監査の対象につきましては、これは復興金融金庫融資のみを対象としたのでございます。

○磯野説明員 今その資料があるかという御質問でございますけれども、石炭廳の当時行いました監査の報告書といたしまして、つまり石炭廳の公文書たる報告書といたしまして、そういうものはございません。

○川上委員 そこで、ないというお話をから出でるか知らない。これがありますか。ないのですか。こういう調べをしたことがあるのですか。ないのですか。この調べをしたことがあるのですか。ないのですか。

○磯野説明員 繰返して御答弁いたしましたが、そういうことはきわめて明らかです。この資料がないのですか。あるのですか。

○川上委員 復金融融資に関しては、昨日も管理局長から復金融融資に関する不正その他的事実は認められないといふ回答だけあるのであります。私の質問いたしておりますのは、復金融融資に限つておらず、株式会社それ自身の経理で、厖大なる國家の保護を受け、非常に大きな資金の供給を受け、赤字補填を受け、絶大な保護を受けた

のであります。そういたしますと、私の方のこういう資料がないかということを質問いたしております。この監査があるのかないのか。これを聞いている。復金融融資の御説明についてはこうだという御説明があるのですが、これもお手元にはもとがあるはずであります。このもとは復金融融資以外に散らばつてあります。この監査があるのかないのか。これを聞いています。復金融融資の御説明についてはこうだという御説明があるのですが、この問題はきわめて重大だ。これについてはどうだという御説明があるのですか。われくが調査しているところによりますと、この内容に出ているものはもとがあるはずであります。このもとは復金融融資以外に散らばつてないはずだ。これがあるのかないのか、これを質問している。この資料があるのですか。これがあるのですか。これは商工当局ではなしあるのですか。われくの方はあるんじやないかということを考えておる。

○川上委員 お手元にはもとがあるとおっしゃる。それで、われくの方はあるんじやないかということになりますと、この内容に出ているものはもとがあるはずであります。このもとは復金融融資以外に散らばつてないはずだ。これがあるのかないのか、これを質問している。この資料があるのですか。われくの方はあるんじやないかということを考えておる。

○川上委員 これが商工当局の方のお話ではこの資料はないということになつた。これは商工当局の方のお話ではこの資料はないといふことになつた。これは年四分の利子をつけておるけれども、事実は少しもとつておらぬ。その使途が不明であるということを質問いたしております。この監査があるのかないのか。これがお手元にはもとあるとおっしゃる。それで、われくの方はあるんじやないかということになりますと、この内容に出ているものはもとがあるはずであります。このもとは復金融融資以外に散らばつてないはずだ。これがあるのかないのか、これを質問している。この資料があるのですか。われくの方はあるんじやないかということを考えておる。

ての御質問は許しますが、その他の質問はひとつ御遠慮願いたいと思いま

す。私がちよつと申し述べます

が、商工大臣であるとか商工省の担当官はさような事実はない。さようなこ

とがどこから出たか。証拠を見せてく

れと言つておられる。それを見せない

でやつておるのはおかしいじないです

か。どうも委員会の空氣全体を見て

も、少し皆のお考えと違つておるよう

に私は思いますので、これはもつと内

容にわたつた、もつとしつかりした基

礎に立つてお尋ねしていただかない

と、他の委員諸君が迷惑するだろうと

思います。

○聽濤委員 委員長がかつてにそ

うことをさばかれるのは……。

○神田委員長代理 かつてじやない。

全体の空氣です。

○聽濤委員 委員長がかつてにそ

うことをさばかれるのは……。

○神田委員長代理 かつてじやない。

全体の空氣です。

○聽濤委員 これは昨日から重要な問

題として提議されておる。そうして私

は……。

○神田委員長代理 まだ許しておりま

せん。(発言する者あり)発言を許して

おりません。ちよつと待つてください。

発言を許さぬです。

○田中(伊)委員 議事進行につい

て……。

○神田委員長代理 田中君。(私が発

言を求めているじやないか)と呼ぶ者

あり)許しません。(「許しませんとは

どういうわけだ」と呼ぶ者あり)この法

案の規定に基いてやつておる。(発言

する者あり)私語を禁じます。(「私語

にやつておる……。議事進行の発

言を許してあります。(発言する者あ

り)あとで発言の許可を求めてください。議事進行の発言を許します。(「私

の方が先だ。議事進行の発言はあとの

ことだ」と呼ぶ者あり)それはあとにし

てください。議事進行は許す例になつ

ていますから……。

○田中(伊)委員 この法案審議の対象

は、少くともその法案に直接関係のある

事項でなければならぬ。個々のでき

ごとをとらえて、法案審議に関して議

論を長時間やることは、審議の立

場からは迷惑であります。その事態が

全國の各所に共通する事項であるとい

う場合においては、個々の事件といえどもこれを取上げて、法案審議にそ

資料とすることはやむを得ないと思

う。本件のごとき特定の事件に関して

は、事実の有無にかかわらず審議をせ

られて、そうして当局はそれに対して

事実のないことを言明しておられる。

これ以上論議を盡すことは私は審議の

建前から迷惑であると考えるので、法

案の内容に直接的の関係のない問題に

つきましては、この際御遠慮を願いた

い。で、論議はこの程度をもつて一應

打切りまして、ただちに討論に入れられ

んことを希望いたします。

○神田委員長代理 ただいま田中君よ

り質疑は大体終了したと認める。そこ

で重複することが多いから……(じよ

うだん言ふな。そんなむちやなことが

ある)「採決々々」と呼び、その他

発言する者あり)質疑打切りの動議が

出ておりますので、この際田中君の動

議を採決いたしたいと思います。質疑

打切りの動議については討論を用いな

いでただちに採決いたしたいと思いま

す。田中君の動議に賛成の諸君の起立

を求めます。

(賛成者起立)

○神田委員長代理 起立多数。(「君は

こういうむちやくちやなことをやるの

か」「休憩々々」と呼びその他発言する

者多し)

午後二時二十九分開議

○神田委員長代理 休憩前に引き続き会

議を開きます。

○神田委員長代理 休憩前に引き

議を開きます。

り、あるいは取上げたり、かつて氣ま

まのことやつております。たとえば

昨日私は麻生鉱業の問題が提出されま

してから、この問題は政府側の資料の

提出されるまで、この法案の審議を中

止すべきであるといふこの委員会の運

営についての動議を出しましたが、こ

れは採用になりませんでした。そうし

て逆にあと続いてやる場合には、この問

題を取上げるといふことにすりかえら

れてしましました。しかしながら本

日は私並びに川上君の発言競続中であ

るにかかわらず、突如として質疑打切

りの動議を委員長は採用しております。ま

るにかかわらず、再三再四これを追究

す。これを許します。聽濤君。

○聽濤委員 本日午前の鉱山保安法審

議中における委員長の無礼きわまる態

度にかかわらず、私は委員長不信

任の動議を提出いたします。

○太体この商工委員会におきまして

は、つとに正委員長がきまつておつた

にかかわらず、大野伴陸氏はかつて姿

を現わしたこともない。また今日まで

の議事状態を見ましても、商工委員会

は今まで非常に議事をサボつて來た傾

向が非常に強く現われております。し

かもあほんとうに数日を残すのみに

なつた今日になつて、急遽鉱山保安法

を初めとして重大な法案を一挙に提出

いたしまして、これを時日なくしてご

く簡単な審査によつて通してしまおう

ておるさ中において行はれたことにつ

きまして、まさにこれは議事の民主的

運営の規則によりましてもそういう権

限の保障があるとは考えられないにも

わらず、突如委員長はかつてにいかな

りで反対する者であります。その理由は

不信任であります。

○村上(勇)委員 私はただいまの聽濤

委員の委員長不信任の動議に対しまし

て反対です。委員長は必ずしてほんとう

にかかわらず、再三再四これを追究

して、ついに委員会を混乱とは行きま

せんが、非常に紛争させた。それでも

両氏に相当長い間質問を継続さ

れておりましたために、同僚議員から

質問打切りの動議を提出した次第であ

ります。これを委員長が採択すること

は委員長の権限でありまして、私は決

してアツシヨでもなければ、これが

委員会の民主的な行動を破壊したとい

うようなことは、絶対に考えられないこ

とであります。従いまして私どもは本

日の委員会において委員長のとられた

態度に対して、不信任案を出すとい

うようなことは、絶対に認められないこ

とであります。従いまして私はここに委員長信

任の動議を提出するものであります。

○神田委員長代理 お答えいたしました

が、委員会において委員長を解任する

といふことは、國会法には認めておら

ないようであります。

○川上委員 今村上委員から、きょう

の委員長代理のやり方は決して不當で

ない、あれは正當のことであるとい

う御意見がありました。私はこれに

う重要な法案の審議は決してできない

は反対であります。そうして委員長代りに不信任することに賛成なんであります。一体この問題は、昨日の委員会において、本日は相当の時間をとつてこの問題を審議する、こういう條件のもとにきのうの質問が打切つてある。本日これを論議することは、昨日からたゞ、こう言われるのであります。商工委員会は一番よくサボつておる。たゞとえば月曜日には委員会を開いてしない。また事前審査ということもなし得るのでに、こういうことも一つもされておらない。それから開会の時間に正確な時間がないためしがない。いつもきめ始まつたためしがない。いつもきめてある時間が三十分ないし一時間、場合によっては一時間半も遅れる。つまり時間がいいのではない。時間をつくるのがいいのだ。これは委員長並びに委員長代理の怠慢である。それが重なり重なる時間がないのではない。いつもきめ始まつたためしがない。いつもきめてある時間が三十分ないし一時間、場合によっては一時間半も遅れる。つまり時間がいいのではない。時間がいいといふことは問題にならない。慎重に審議してきめるべきものであつて、時間がなければ質問を打切るようなことは、協議、申合せとしてならともかく、ここで決定すべきものでない。こういう形でことよくやるのやり方は、きわめてファシヨ的であると言わなければならぬ。独裁的である。よく民自党の方は共産党の方をとらえて独裁である、こうおつしやる。しかしこの委員会のやり方を見ると、共産党ではなくて、そうおつしやる方の方が非常に独裁的でありファシヨ的である。こういう形の中心に今委員長代理がなつておる。これは商工委員会を運営していくのに適当でない。われくはこれ

を信任しない。

○神田委員長代理 委員長から一應弁明いたしておきます。午前中の質疑打ち切りに關連いたしまして、聽濱君から委員長を不信任するという動議の御提出でございましたが、御承知のように委員会は、私の考え方をもつていたしましたと考へております。ところが聽濱君からつたと考へております。するならば、順調に質疑が行われております。委員及び川上委員の本法案に関する御質疑が、麻生一家の問題にからみまして、本法案と縁の遠い御質問をしばしば繰返されておつた。ことに商工大臣初め政府委員側から、さような事實がないということをばく答弁されておるにかかわらず、これを納得できません。まさにこれは意見の相違であり、誠にその相違であつたはずであります。それを執拗に述べられたので、同僚委員から質疑の打切りが出たのであります。さて、委員長といたしましては、國会法や衆議院規則の定めるところによりまして、公平に迅速にこれを採決いたしましたわけであります。これらの規定をして、委員長になると十分御理解ができるだろうと思ひます。まだ出て聞もない議員でありますから、むりもないと思ひますが、おい／＼おわかりになるだらうと思います。

それから商工委員会が不熱心だといふ御議論、また法案の予備審査をしなかつたということ、また月曜日には休んだではないかといふような川上君からの御発言でございましたが、これはよく過去を振返つて見ればわかるのでありますし、法案が提案されましても、提案が遅れたことに対しても政府側をお責めになるのでありまするなら

ば、これは何人も納得するでしようが、提案されてないものを委員長が審議しなかつた、予備審査をしなかつたということについては、これは委員長をしていることで、当らざるもはなはだしいと言わなければならない。また月曜日には委員会を開かなかつたといふことは、衆議院の委員室あるいは速記者等の点で、十分の設備がないのであります。決してサボつたわけではない。また委員会が遅れて開かれておる、不都合ではないかということは、御自分に対する御訓戒に当るものと考えます。決してサボつたわけではありません。自己自身のことでありまして、委員長は精励恪勤しております。以上一身上の弁明をいたしておきます。

○ 議事運営委員　これは議院規則にそういうことはないと言われますが、しかししながら國会その他委員会におきましては、すべて民主的な方法で議事を運営して行くということは、これはあたりまえの話でありまして、およそこういう性質の会合におきまして、責任をとるべきものが責任をとらなかつたり、あるいは横暴な行動をとつた場合に、これに対して不信任の動議を出す、これを全員にはかつて採決してきめると權限である。これをぜひ取上げるべきでありますて、委員長は自分一身にかかることがあるから、なるほど取上げにくいのでありますようが、これは当然取上げべき問題である。こんなことはあたりまえの話である。ここで早くこれを取上げまして、採決をされることを要請いたします。

ます。従つてこの二つの動議をいかに規則の根柢を持たざる事項に関して、採決をするということはむだなことあります。そういう採決を行つたからその行動が違法であるということにはなりません。せんが、採決を行うことがむだである。そういう法律上、秩序上むだな事柄をここで行うということは必要じやないのみならず、本件のそもゝ問題となつておる質問打切りの問題は、非合法でやつたものでもなければ、独裁でやつたものでもない。議場一般に委員長はお詰りになつて、そして多数によつて質疑の打切りを決定しておるのであります。多数によつて質疑の打切りを決定しておるということ自体は、憲法下におけるりつばな民主主義で、それを不当なりと言つて因縁をつける方が非民主主義的な色彩があるものと言わねばならぬ。でありますから、根本の問題として法律の上にも規則の上にも根柢を持たず、その決議を行つたからといって、その決議に物を言わることは不可能であるといったような事態に対しても、本委員会が正式にこの問題を取り上げて決議をするというときは、非常識きわまるものと言わなければならぬ。そういう必要はさらにならない。

われ／＼は動議を提出しておる。これを探決することは当然である。またこれが非民主的だと言うが、何が非民主的であるか。これを採決せぬことこそ非民主主義的である。これは重大な問題である。これをのみ消すということになれば、まったく横暴さわまるものであり、非民主主義そのものである。ぜひこれを採決してもらいたい。

○今澄委員 こういう問題で長く討論するといふことはむだでありますから、即座に委員長の名義のためにも採決されて、そうして議事を進行いたしました、かよう思います。

○神田委員長代理 いろ／＼御議論がございましたようですが、お詰りいたしました。委員長に対する不信任の動議、また信任の動議と相異なる動議が出でておりますが、從來の慣例によりますれば、かくのごとき場合には信任の動議を先決することに相なつておりますので、委員長といたしましては、その先例に基きまして委員長信任の動議を採決いたしたいと思います。

〔「委員長自身が採決することはだめだ」と呼ぶ者あり〕

〔神田委員長代理退席、村上委員長代理着席〕

○村上委員長代理 委員長信任の動議について採決いたします。信任に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○神田委員長代理 起立多数。よつて委員長は信任されました。

〔村上委員長代理退席、神田委員長着席〕

○神田委員長代理 委員長は圧倒的多数をもつて信任をされました。

○小金委員 私は民主自由党を代表いたしまして、本案に賛成するものであるといふことはむだでありますから、この第

二点は、保安管理者、保安監督員など、保安技術職員の制度を整備して、かつ保安教育などの制度を設けて、その資質の向上をはかるなど、鉱業の保安が特別の技術事項であることを利用して、かくの如きの制度を設け充実せんとしていることがあります。

第三点は、各鉱山に保安委員会を設置して、その委員はその鉱山の鉱山労働者の中から選任せしめることとし、また実情に即する保安規定の作成を義務づけ、現場保安業務の最も円滑な運営を期していることがあります。

第四は、この法律施行のために中央に鉱山保安局を設けまして、さらに地方にも鉱山保安監督部、炭鉱保安監督部を設けて、鉱業の保安に関する監督機関を整備強化し、さらに民主的な運営を確保するために、中央及び地方に安全部を設けて、鉱業識識經驗者等から成る保安協議会を設けて、重要事項について審議することとしております。これ

かんは、わが國鉱業の発展を左右するものであるのみならず、ただちにわが國の産業経済の復興に重大な関係を持つものであります。われ／＼は本法律案について慎重審議を重ね、特に労働委員会との合同審議を行つたのであります。この法律の内容及びその適用のい

安全なくして鉱業の経営はあり得ない、同時にまた鉱業の経営がなくして鉱山労働者はあり得ないのであります。この法律の内容及びその適用のい

かんは、わが國鉱業の発展を左右するものであるのみならず、ただちにわが國の産業経済の復興に重大な関係を持つものであります。われ／＼は本法律案について慎重審議を重ね、特に労働委員会との合同審議を行つたのであります。

第一点は、鉱業はきわめて特殊な技術を要するものであります。わが國の作業を主とする場合、及び特別の危険

を伴う場合が非常に多いものであります。

まして、政府においても全般にわたつて根本的に改正の意図があることを言

ります。この特殊性を十分考慮に入れま

すから、ただいまより本案を議題とし

て討論に付します。討論は通告によつてこれを許します。小金義照君。

質疑打切りの動議が可決されておりま

す。この特殊性を十分考慮に入れま

す。この特殊性を十分考慮に入れま

すから、ただいまより本案を議題とし

て討論に付します。討論は通告によつてこれを許します。小金義照君。

これが炭鉱や鉱山の災害を激増させておるところの大きな理由になつておる。政府が商工省の所管としたことは、この法案が労働者のためにつくられたものではなくして、すなわち資本家の的な増産を行うための裏づけとしてつくつたものであることを、はつきり現わしておるのであります。

第二には資源の保護ということに名をかりまして、労働運動を弾圧しようとする意図がくみとられるのであります。この法案では資源保護に必要な措置を講ずるということを目的の一つに掲げておりますが、このことは労働者の基本的権利であるところのストライキを含む種々の争議権に対しまして、鉱山の保安を理由に、あるいは資源のむだになるということに藉口して、事実上争議権の否定となることが考えられます。彼らは職場を失うことになれば、まさに自分一身にかかる問題でありますから、こういうことが行われるはずはないのです。現に日本全国の各地の鉱山におきまして、この保安の問題に藉口し、鉱山資源の確保に藉口し、あるいは増産に藉口して、あの炭鉱特別調査團なるものは各地に的政府によつて運用されるならば、非常に危険な、ファシズム的方向に通ずる法案であることを示しております。

第三には保安に関する義務を無制限に労働者に負わすという点であります。すなわち法案の中に、拡張解釈が

幾らでもできるような簡単な義務規定を労働者に課しております。今日鉱山の実状を見ると、鉱業警察規則や石炭坑爆発取締規則等を確実に守つてゐるところを厳密に守つているのではないはずであります。増産々々としりをたたかれて、中小鉱山におきましては、資材購入の資金が不足しておる鉱山が、能率給で労働者をかり立てて増産をやつております。これでは保安が守られようがないのであります。しかるに労働者は鉱山保安規則を全面的に守る義務を押しつけられておりまして、従いまして政府や会社側は結局は組合運動や政党運動に熱心な從業員に対して、さしいな規則違反をもつて解雇、懲罰の理由とする可能性すら十分にあるのであります。資本家に対しましてはまつたぐルーズにこれを運用し、労働者に対してのみこれが全面的に適用されようとしておる。こういうやり方で参りましてならば、まつたくこれは氣運いに刃物を持たせるような結果になることは明らかであります。

第四に官僚機構が強化される点であります。この法律によりますと、政府は新しい機構をつくり、三百人近い人を集めて監督すると言つておる。しかししながらあらゆる場面において今まで非常にはつきりして參りましたことは、役人を増して取締りができるといふためではないのである。行政整理が問題になつておる今日、何を好んで役人を増したり新機構をつくる必要があるまいよう。各炭鉱などのような保安のサボがやられているかは、官僚はわからないか、わかつても知らぬ顔をしておる。いかに人員を増しても無数

の鉱山を年に何回もまわるものではなく、行つても現場が毎日どのように作業しておるかつかめるはずがない。従つてこういう役人の増強によりまして決して保安が守られるといふような問題ではないであります。この保安の問題は、現場に明るい從業員こそが、日常危険にさらされている彼らこそが、眞剣に保安の問題を考えておる。それゆえ鉱山の從業員の中からほんとうに民主的に選ばれた者が、この保安の問題に対して監督する全権を乞うない限り、今日絶対に保安問題を解決することは望めない事柄であります。

による労働者に対する重圧を加えようとする法案にすぎないのです。第六には保安技術職員の國家試験の制度が設けられておりますが、しかしながらこれはすでに医者の場合と同じように、その運用いかんによつてはただちに思想的譁圧の具に使われることは明らかであります。今日のような状態の中で保安技術職員の國家試験制度が採用されるならば、その内容はアーチャー的な教育を押しつけ、また資格問題をえさにして組合運動の分裂に圧力をかけて来る危険があることは、十分に察知されるのであります。

大体以上のような諸点をもつて、本法案は結局のところ四千二百万トン増産を、労働者の一方的犠牲において强行しようとするところのものであり、このために災害は本年度においてさらにも一層はげしく増加することを予知しておるところの、しかもその責任を労働者に轉嫁しようとするところの、きわめて反動的な意図をもつてつくられたものである。日本共産党は以上のうな理由をもつて断固これに反対するものであります。

○ 神田委員長代理 次は田中伊三次君。

○ 田中(伊)委員 この法案は鉱山労働者の危険防止並びに鉱山資源の合理的な開発を目的としておるものであります。現下わが國の鉱山界の実情にからがみまして、かかる立法を行うことの必要を認めるものでありますから、私は民主党を代表いたしまして、この法案に賛成の意を表するものであります。

○ 河野(金)委員 私は新発足いたしま

した新政労協議会を代表して、少し意見を述べて、賛成をするものであります。この審議の過程において、商工大臣からは予算的措置並びに資材の確保についてのはつきりした答弁を聞くことができなかつたのは、非常に遺憾であります。それと同時に、説明員の方の答弁も実にあいまいなものであつて、はたしてこの法案を知つておられるがどうか疑うような、非常にたよりのない答弁が多かつたのであります。これは非常に遺憾に思ひますけれども、私たち新政労協議会に属するものは、決して一方的な資本家の立場や、一方的な労働者の立場に立たず、この法律の目的をすなおに受取りたいと存ずるのではありません。この保安行政が労働省に移管さるべきか、商工省に移管さるべきかといふ、この過程においても考へられる通りに、これほどちらにも同じような重点がかかるつていると思ひます。商工大臣の説明にも、あたかもこれは物の両面のようなものであるということを言つておられたのであります。が、結局においてこの保安行政の主導権が商工省に移つたといふことは、その本質から言つてみましても、資本家、鉱山業者を保護することにはもちろん遺憾はないであります。が、この主管の経過からかんがみてみると、鉱山労働者に対する保安の問題を軽々しく取扱うべきでは断じてないと思います。商工省に移つたがゆえに、お鉱山労働者に対してもはあたたかがんがんやついていただきたいと存ずるのであります。私たちはこの法律の目的をすな

おに解釈いたして、現下の情勢においてこれを認めることが必要だと思いまして、賛成をいたしました。

○神田委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

○引続き採決を行います。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本案は原案の通り可決いたしました。

○神田委員長代理 起立多数。よつて次に衆議院規則第八十六條による本案の委員会報告書の件についてお諮ります。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○神田委員長代理 御異議なしと認めいたします。

○神田委員長代理 次に臨時鉄くず資源回収法案を議題として、審査を進めます。質疑を行います。

○神田委員長代理 次に臨時鉄くず資源回収法案を議題として、審査を進めます。

○小金委員 鉄くずが製鉄業を行う上において最も大切なことであります。

○小金委員 鉄くずが製鉄業を行なう上において最も大切なことであります。

○始開政府委員 二十三年度の生産の状況から申し上げますと、鉄鋼は二十

二年度には生産が非常に落ちまして、年間五十五万トンの生産を上げたにとどまつたのでございますが、二十三年

度におきましてはその倍以上にあたります百二十万トンの計画を立てまし

て、結果といたしましては、この百二十万トン計画が計画よりもよけいに達成できたような次第でございます。この倍以上の増産ができました理由とい

たしましては、いろいろござりますが、政府のやりました鉄鋼重点政策と

いうようなもの、鉄鋼の労資双方の努力ももとよりでございますが、一般的

に申しまして輸送とか電気、石炭とい

うような國內の関連部門がだん／＼回復して参つたことが、一つの大きい理

由と存じます。それと同時に一番根本的な事情といたしましては、相當に豊富な鉄くずがあつて、日本の鉄鋼業がこれを自由に使うことができた点が一

つと、それから鉄鉱石、原料炭ともにそれを／＼百万トン足らずでございます。が、輸入の計画をいたしました。この

輸入の計画がいろいろな事情で年の初めにはあまり順調でございませんでした

が、夏ごろからだん／＼順調に入るよ

うになつた。最後にあげました点が、

○小金委員 二十三年度は鉄くずをどう

ござります。輸入の鉄鉱石は大体九十

万トン程度でございますので、國產の方が全体の四割内外という現状になつております。

○小金委員 二十三年度は鉄くずをどう

ござります。輸入の鉄鉱石は大体九十

万トン程度でございますので、國產の方が全体の四割内外という現状になつております。

○小金委員 二十三年度は鉄くずをどう

ござります。輸入の鉄鉱石は大体九十

万トン程度でございますので、國產の方が全体の四割内外という現状になつております。

○始開政府委員 二十三年度の生産の状況から申し上げますと、鉄鋼は二十

しておる次第でございます。この百八十万トンの場合におきまして大きい問題が二つございます。その一つは、必

要な鉄くずの確保ができるでありますか。もう一つの点は、必

要な鉄くずの確保ができるでありますか。あるいはどのくらい今年度

原料が相当円滑に入つて参るであろうかどうか、この二点に主たる問題がか

つて、結果といたしましては、この百二十万トンの計画を立てまし

て、結果といたしましては、この百二十万トンの計画を立てまし

して大体百三十六万トン程度のものを予定いたしております。それからくず鉄、鋼くずにつきましては、百八十万

トンと予定いたしております。ただいまの情勢では鋼くずの輸入見込みもございませんし、従いましてこれを輸入するという計画はございません。

○小金委員 その本年度原料として使

かづいてるのではなかろうかというふうに存じておる次第でございます。

○小金委員 昨年度は百二十万トンの生産をオーバーした、すなわち計画よりもよけい増産できたという説明であります

○小金委員 さう鉱石が、百三十六万トンぐらいであるというお話をあります、そのうちガオはミンダナオのスリガオですが、

ガオはミンダナオのスリガオですが、ただいま入つておりますフイリピンの

鉱石はカランバヤンガン鉱石であります

して、スリガオの鉱石は全然入つてお

りません。現在のところスリガオの品位が非常に低いということと、取引の

鉱石との比率はどうなつております

か。

○始開政府委員 昨年度における鉄鉱石の国内生産は大体七十万トン見当でござります。輸入の鉄鉱石は大体九十

万トン程度でございますので、國產の方が全体の四割内外という現状になつております。

○小金委員 二十三年度は鉄くずをどう

ござります。輸入の鉄鉱石は大体九十

万トン程度でございますので、國產の方が全体の四割内外という現状になつております。

○小金委員 二十三年度は鉄くずをどう

ござります。輸入の鉄鉱石は大体九十

万トン程度でございますので、國產の方が全体の四割内外という現状になつております。

○始開政府委員 二十三年度の生産の状況から申し上げますと、鉄鋼は二十

して大体百三十六万トン程度のものを予定いたしております。それからくず鉄、鋼くずにつきましては、百八十万

トンと予定いたしております。ただいまの情勢では鋼くずの輸入見込みもございませんし、従いましてこれを輸入するという計画はございません。

○小金委員 その本年度原料として使

かづいてるのではなかろうかというふうに存じておる次第でございます。

○小金委員 さう鉱石が、百三十六万トンぐらいであるというお話をあります、そのうちガオはミンダナオのスリ

ガオはミンダナオのスリガオですが、

ただいま入つておりますフイリピンの

鉱石はカランバヤンガン鉱石であります

して、スリガオの鉱石は全然入つてお

りません。現在のところスリガオの品位が非常に低いということと、取引の

鉱石との比率はどうなつております

か。

○始開政府委員 昨年度における鉄鉱石のくらいい使いました。あるいは鉄く

づつについては輸入がありませんでした

ております。

○小金委員 わが國の製鐵業は戦前ま

では、大体銑鉄をつくる場合におきま

しては、アジア大陸または南洋諸方面にその鉄鉱石資源を求めて、平炉を併設

トランでございます。

○小金委員 わが國の製鐵業は戦前ま

では、大体銑鉄をつくる場合におきま

しては、平炉の場合においては必ず

あります。現在のところスリガオの品位が非常に低いということと、取引の

鉱石との比率はどうなつております

か。

○始開政府委員 さう鉱石の輸入の見通しは、ただいまのところ大

きなで、今年度におきましてもスリ

ガオ鉱石の輸入の見通しは、ただいま

のところ持つております。

○小金委員 わが國の製鐵業は戦前ま

では、大体銑鉄をつくる場合におきま

しては、平炉の場合においては必ず

あります。現在のところスリガオの品位が非常に低いということと、取引の

鉱石との比率はどうなつております

か。

○始開政府委員 さう鉱石の輸入の見通しは、ただいまのところ大

きなで、今年度におきましてもスリ

ガオ鉱石の輸入の見通しは、ただいま

のところ持つております。

○小金委員 インドの銑鉄の様子がわ

かりましたら、簡単に説明願います。

○始開政府委員 さう鉱石の輸入の見通しは、ただいまのところ大

きなで、今年度におきましてもスリ

ガオ鉱石の輸入の見通しは、ただいま

○小金委員 鉄の問題は非常に重要な問題でありますことはもちろんのこと、土木建築その他あらゆる産業の基礎をなすものであります。この鉄鋼政策を誤つたならば、わが國の経済産業は決して復興しないということは非常に明らかな事実であります。この鉄鋼政策の根本問題につきましては、商工大臣にさらにお尋ねしたいのであります。この点を留保し、さらに「三技術上の問題についてお伺いいたしたいことがあります」が、わが國の鉄と一口に言いますと、大体において普通鋼及び鉄鋼が問題になつておりますが、機械工業その他の立場から見ますと、特殊鋼が非常に大切なものです。從來軍國であつた場合においては、これは兵器その他の関係から特殊鋼についてはなかなかやかましい注文があつて、その生産の確保と質の向上について、ずいぶん政府も民間も意を用いておつたのであります。最近特殊鋼は軍國の放棄とともに特殊鋼まで放棄されただようわざも出ておりまして、この特殊鋼の業界の振興をはからない日本機械機具その他の生産に非御意見を承りたいのであります。

○始關政府委員 特殊鋼の問題について、相当の関心を持たなければならぬはどういう考え方を持つておられるか、御意見を承りたいのであります。機械工業はますたく同感であります。機械工業の発達回復に伴いまして、それからまた普通鋼がだん／＼生産量がふえて参るのに比例いたしまして、特殊鋼の生産もだん／＼ふえて参りまして、昨年

度は六万トンないし七万トン程度であります。二十四年度におきましては大体十一万トン足らず程度の生産まで、生産量が回復をいたすことになります。ただ特殊鋼につきましては、ただいま御指摘になりましたよう

な品質の問題がありますが、それと同じ時に戦時中百万トン内外の生産をしておりました設備なり企業の能力が、大体そのまま残つております。

○小金委員 今始關局長の御説明にてありますと、最盛時には百万トン前後

の特殊鋼ができておつたが、去年は六

万トン、今年は計画上十一万トン、すなわち六%から一〇%くらいしかでき

ません。それで日本の需要は満たされない。これで日本の需要は満たされ

かかもしれないであります。要は質の問題と、それからまだ生きるとも死ぬともきまらないような状態にある

特殊鋼のメーカーの立場について、十

分考えていただきたい中小の業者が相

当多いだろうと思います。しかし現

在の情勢がからみ合いまして、政

府、ことに鉄鋼局としては、これをた

だ補助するわけにはいかぬ。需要者の

選択によつてまず優秀なメーカーを育

て上げる方法をとるのは、やむを得な

いといふ御意見だと思います。從

つて特殊鋼の中でもクロームは價格差

ほど品質のよくないものがたま世

代に通用しているという点もあります

ので、この点はただいま國会の方で御

審議を願つております標準化に関する、日本の企画標準に合いましてお

ります。品質の問題もございまして、

この問題につきましては、それ

ほど品質のよくないものがたま世

代に通用しているといふふうにいたしてお

ります。品質の問題もございまして、

この問題につきましては

には私は施行にはなるまいと思うのであります。そうすれば、この法律案の至るところに商工大臣という言葉があるので、むしろ始開君は五月一日が直せるならば、商工大臣と法案にあるのを通商産業大臣と直したいのだろうと思ひます。そういう点はどうであります。

産などによつて、今度は相当つぶれる
と思います。実際問題として機械も動
かなくなるので、こういうものもやは
り指定する見込みになつておりますか
どうですか。

のものならば入ります。國有財産関係ですと國有財産で不用なものは、拂下げあるいは処理するという方針で進まれると思います。

のにならないものも考えられますので、これはすでに若干輸出をいたしましたが、一般的の鉄くずにつきましては輸出をいたす意思はございませんし、関係方面におきましてもそういう方針をとつておりますので、輸出の観点からいたしましては、いわゆる解体のための切符を渡すことは必要がないと存じております。なお國內のいわゆる仲買的な意味におきまして、バイヤーを使うかどうかということも問題になると思えますけれども、ただいまのところ

ますか。これは國內だけに充當するのであつて、輸出は一つも考えておらぬことになるのでしようか。その点はどうでしようか。

○小金委員 私の立法技術に関する質問はこれで終ります。さらに商工大臣にわが國の鉄鋼政策、ことに國內資源の開発の問題についての質問を留保いたしまして、これで終ります。

○川上委員 私の質問はそう長くかかるかもしれません。この法案によると戦災を受

所有者が主として自分の判断に基きまして、これは含むべきものであるといふように申して参つたものでございました。それは先ほど申し上げましたように、調査ができるのでございますが、なおどこにどういう形のものが何トンと、ハラウチができますのでござ

いで、これがくずのスクランプの方に入つてしまふという場合には、これもやはり対象になる。こう解釈していくのですね。その次にくづ鉄として買いつたものが、自分でそのくず鉄を使用しない場合、つまり仲買いする場合、こういう場合も二の法事ではさし

使うかどうか、ということは問題になる
と思いますけれども、ただいまのところではそういうものを使う必要はないか
うと存じております。

を、安本良臣並びに法務省裁にての非公式の覚書で、本年の三月三十一日付で言つて参つております。あの新聞に出た記事でありますから、ただいま申しましたような関係方面の方針と、アメリカのスクラップがだん／＼値段が下つておるという点からいたしまして、

○始關政府委員　建造物と艦船のはかに、この法案の二條にござりますよううちに、古くなりました機械類でありますとか車両などがありますが、それべの分類に従いまして、どの程度出すべきものがあるかという調査はできております。何でしたらすぐ資料を差上げます。

ら老朽いたしておりますもの、そうして大体におきまして現在すでにくず化物件として使つておらぬと、いうものを、予定いたしております。お話をのようにだんくいわゆる企業の整理によりまして、動かない工場ができて参るということがござりますれば、それは將來の問題といたしまして考えたいと

は政府に申請をいたしまして、そのくず化物件を買取りたい者は、主たる者と交渉して買取ることになるわけであります。その場合に切符の交付を受け取る主たる者は、製鉄メーカーあるいは、もつたつ切符によりまして所有者と交渉して買取ることになるわけであります。

くすを輸出させたらいいというのがある。これは鉄くず調査團からアメリカのソーヤー商務長官あての報告の中にありますし、それから商務長官から大統領に出された報告の中にも同じことがあります。つまり日本の鉄くずを輸出させて、機械その他をアメリカから輸入すべきであるという報

金委員から質問があつたわけであります
が、この損失補填をするのはどのく
らいの予定になつておりますか。ある
いは予算面ではどこからこれを支出す
ることになつておりますか。この点ち
よつとお聞きしたい。

うに建造物、沈没艦船を特にねらつた
わけではなくて、やはり二條にあるよ
うに車両その他機械を相当ねらつてあ
る。その賃料は、どれがどのくらいあ
るというのは、お手元にあるから出し
てもいいと、いうわけですね。

○川上委員 その点わかりました。次には國有財産の問題があつたと思うのですが、その中で特に聞きいたしたいのは車両の問題であります。これは今年は國鉄からも大分車両の拂下げがあるらしいのですが、これらもやはり対象になりますか。

○川上委員 その点もよくわかりました。そうすると外國のバイヤーが申出した場合にはどうなりますか。

○始關政府委員 ただいまの御質問はくず鉄を輸出するかどうかという問題とも関連いたすと思いますがただいまのところでは、特殊鋼のくずでござい

行われた報告であつて、これが鉄くずの回収方法であると申すのではありますせんが、こういうような製品つまり鉄くずを必要によつては外國へ出すといふことが、その目的であるといふ御答弁がないことは明らかなのであります。が、實際において、向うからバイヤーの注文とか、その他のものがある

すが、ただいま鉄くずにつきましては
公定價格がございまして、その鉄くず
の分類によりまして、高いもの安いもの
のがいろいろございますが、概して申
しますと、一トン当たり平均いたしまして
二千五百円くらいになるのが普通でござ
います。これは大体解体いたしまして
た置場渡しでそういうことになるわけ

対價は買手が拂う。政府の補償すべき損失の中には入らぬ。こういうふうな方針でやるつもりであります。ただ事実はこういうような命令を出します場合には、損失を補償しなければならぬといたい憲法の規定がござりますので、一應ここにこういうような條項を入れておるのでございますが、先ほど申し上げましたようにいわゆる対價は損失の中には入つておりますので、この損失がどういうものであるか、あるいはどの程度出て来るかということは、まだいまちよつと予測をつけかねるよだな実情でございます。

回収なさる見込みになつておるか。それはどこにあるものとお考えになつておるか。買いためを押えることをするのでなければ、これは出ないじやないですか。この三つのことをお聞きしたい。

○始關政府委員 この法案はいわゆるくず化物件の回収を促進いたしますための法案でございまして、ただいまお話をございました。ただ今度入りますもののうちで四割程度がこのくず化物件をごきりますので、ただいまお話をございましたように、「いろ／＼な関係でよけいに鉄くずそのものをある工場がもつておる」といたしますれば、そういうところにはくず化すべき物件を引取るための割当切符をやらない。そういう方法によりまして調整をいたして参りたいというふうに存じております。それで本年度は大体四十万トンの回収をいたす予定でございますが、先ほど申しあげましたような方法でまず二十万トンから二十五万トン程度は、つまり政府からの特別な損失補償なり補給金などといふものなしで、一應やつて行ける数量であるといふふうにだいじます。そこで、普通建屋などの場合について從来の例を聞いてみますと、できましたものが千五百円程度で、解体の費用はトン当たり千円なり千五百円なりといふうなものがほとんど解体されつてある。こういう実情のようになります。そこであと十五万トンと云ふいうものが問題になるわけでございまが、その際のいわゆる損失補償は、それが所有者への損失補償ではござい。

ませんで、先ほど申し上げましたように所有者については、くず化物件の価格を決定いたしますので、所有者に対する損失補償ではございませんが、解体がそれでやつて行けるかどうかといふ意味においての損失の問題、いわゆる補給金問題が問題になつて来ると思います。その場合におきましては実はこのくずものの價格が、國際的に比較いたしますと非常に低いので、これを若干値上げをするか、あるいは必要な経費をちようど價格差補給金を出しておるのと同じような意味合いにおきまして政府が出すか、そういう二つの方法のいずれかを採用して参る必要があるうかと存じます。ただいまのこところでは全然補給なしでやれる数量が四十万トンの半分以上あるというやり方でございますので、そういう点からまづ始めて参りたいというふうに存じております。

一体そういうものはどこにあるかといふお尋ねでございますが、この点につきましては実は一番最初に申し上げましたように、昨年の八月十一日現在の調査がございまして、一件ごとにどういう場所にどういうものがあるという詳しい調査がございます。それを基礎にいたしまして、これはくず化すべき物件であるということをだん／＼指定して参ります。こういうつもりであります。

○川上委員 そのところですが、補給金を出さないで百八十万トンいるうちに、四十万トン回収をしておるものがある。非常に莫大な費用をかけないでも、幾らでも物があるに違いない。そうすれば、こういうことをしないで動けるのではないか。それがこうい

う法律を出さなければ動けないのです。つまり補給金の制度も何もない。そうしてどこそこにありそうだ。くず鉄として使えそうだ。これは非常に建物そのものをどうしたつて捜查しなければ、なか／＼手に入らぬという時に、こういう制度があつて、補給金の制度でこれをどん／＼使うといふならわかるけれども、そういう金も何も出さないでもあるのだというようなものがあれば、法律をもつてこういう回収をしないでもむりにでも買つてやる。この点はどうなんですか。実際のところをお聞きしたいのです。

題になつたが、この性格と機能についてひとつ簡単に御説明願いたいと思います。

○佐野説明員 これは法案の六條に審議会とあります、商工大臣の諮問機関にいたしております、現在のこところ國家行政組織法の施行の日までは、行政官廳法の第十二條に規定する商工省の機関といたしております。それから國家行政組織法施行の日から、同法第八條第三項に規定する國家行政機關の一環として行くという性格であります。

す。それから実際の機能といたしましては、指定くず化物件に対する異議の申立ての決定、あるいは指定の基準に関する事項、それからくず化物件に対する解体を促進する方策、その他くず化物件に対する重要な事項に対して、商工大臣の諮問に応じて調査審議するほかに、なほ関係行政廳に建議することができます。

○今治委員 それで最後にもう一回お伺いいたしたいのですが、くず化物件を割当てる賣りさばきの方はどういうことになりますか。

○依頼説明書
くすりはこれを拝
者——この場合の需要者と申します
と、製鉄業者、伸鉄業者あるいは直接
川上業者、所有者は本題も考慮するもの

ですが、これらの需要者の申請をまちまちして割当証明書を発行いたします。そしていたしましてその割当証明書をもらつた以上のお需要者が、所有者に対してしばらくの間フリー・ネゴシエーションで買取りを行う。直接需要者でありますと、すぐそのまま自家使用にいたしますが、今申しましたのはか、言い落しましたが、くず鉄の回収

業者というのがありますが、これらは
その解体のくず化物件を買いまして、

解体してそれぐ需要者向きのものをつくりまして、別に規定いたします解体鉄くすに対する証明書を引きかえに賣らすようにいたしております。

○今憲委員 そうすると大体フリーカーボン制式なものになるわけですか。

○佐野説明員 さようでございます。
○今邊委員 そうすると関係方面との
交渉のいきさつがあつたようですが、
どうも代價といつものが安い。きよう
のいろいろな話によると大蔵省の予算
がきまりそうですね。それから補償の方
は、なか／＼予算が一つもないとい
うのだから、しりぬ／＼いもできそうも
ない。そこで割当の方はフリー・クー

ボン制で私の運動をよくやつたところに行きそうだ。それから大工場がストックしておるものは、もう統制に入れることはないと、いうことになると、どうも私の考えでは第一の兵器処理的な要素を非常に帶びるので、運用の上においてもたいへんない、いろいろの難関が予想されるのですが、ひとつ御見解を承りたいと思います。

○始終政府委員 兵器処理の場合がない
しは戦時にやりましたく鉄資源の
回収と非常に今度は違うのであります
て、戦時中にやりましたものないしは
兵器処理は、要するに相手方を特定い
たしまして、兵器処理の場合は金属統
制会社であります。全部一應そこに
入りまして、それからさらにもう一ペ
んそこから需要者の方に出て行く、こ
ういうやり方でございます。ところが
今度の場合はそうではございませんの
で、賣手の方がいわゆるくず化物件の

指定という形で方々に指定される。買手は買手で切符をもらつたものが方々

正な自由選択によりましてやつて行く。実は先ほど今澄さんから公定價格がおかしいじやないか、おそ過ぎるじやないかというお話をありましたぐくず化物件の公定價格は実はそう早くつくらない方がよいのであります。と

申しますのは、そのフリー・ネガショーンをやります場合に、たとえばある建屋から日鉄なり鋼管なりのようにいわゆる溶解用としてくず鉄を使つ場合は、会社がそれを買つうといたしますと、トン当たり二千三百円なら三百円にしか買えない。しかしながらそれをそのまま伸鉄に使う。またそれをさらに進めて農機器用に使う。特別の用途に

使う。こういうような業者がそれをと
るといったしますと、それは二千五百円
なり二千七百円なりに買う。つまりく
ずになつたものといったしまして買う。
そうしますと一番有効な用途に振り向
けることはできるわけでありますし、
かつ一番所有者にとつても有利なやり
方ができる。つまり最初の間はくず化
物件そのものの公定價格はないのであ

りますから、非常にくず化されたものの、鉄くずそのものの公定價格があるだけでありますから、そこで甲という需要者が買います場合には、所有者に千円しか拂えない。しかしながら乙といふ需要者が買った場合には、所有者に千五百円拂うということになるのでありますて、その辺に今度の新しくふうがあるわけであります。従いましてその悪いことをやるというのは、大体において一元的にまとめるところから来る場合が多うございますから、今

度の場合にはそういうような余地はない。非常にうまい方法だと考えており

○神田委員長代理 ほかに質問はござ
いませんか。

ここに回収したものが実際に何になるのだと思ひますが、これは実際のところを聞きたいのです。今のような状態にしておきますと、一方においては買いためをどんどんやつておる。ところが溶鉄炉関係、ことに八幡とか、日本鋼管とかいう所になる、これは高く買ひ込んでおいては合わない。結局そらするとここで何らか

の操作をしてやつて、こういう法案でもつくつてやつて回収して、そういう方向へは切符をどんどんまわしてやらなければ実際困るということですが、こういう事実があるのですか、ないのですか。

がないのかという御質問と存じます
が、実は資力の関係その他からいたしまして、比較的大きい業者の方が現実の問題としたしましてはくず鉄をよけに集めていると思います。今度の場合におきましては別に大業者がどうであるとか、あるいは中小業者がどうであるかとか、あるいは伸銛業者がどうとか言うことは考えませんで、この法律の何條かにござりますように、現在どのくらい持つでおるかということの調査をいたしまして、報告を徵しまし

て、非常にたくさん持つておつて、そこには新たに鉄くずをやる必要はない

○川上委員 私は実際の話を聞きたいのです。この法案は非常におもしろいとができないなかつたという業者には、たくさんやるというような方針であります。

ような、何だかわけのわからないよ
なところがある法案なんです。それで
これは買集めをする。百八十万トンと
いうのに四十万トンという。それは実
際は補給金を出すには二十万トンくら
いだろう、あるいは二十五万トンくら
いだろうということになるわけです。
ところが使用者の方からいつたら、こ
れは大きい所が一番利用するわけで

す。一方においては今の生産の方式からいふと、大きな所でどん／＼つくらせるという方式になつてゐる。小さい所につくらせるのではなくて、大きい所に全面的に集中して、低コストで、低品位でどん／＼つくらせるということになつておるが、結局國有財產その他のものから回収するということです。この大きい所に持つて行つて、結局は

つき込むことになると思います。実際はそういう操作になると思います。これはりくつは別で、実際はそうなるのです。答弁ではいろいろな答弁ができると思いますが、実際問題としてはどうなるのだと思いますが、一應そう理解してよろしくうございますか。

○始開政府委員　ただいまお話をございましたが、すでに御承知のようなくず鉄の中にそのまま使えるものもござります。たとえば吳地区のある建屋をいすゞ鉄が解体したといたましても、そ

ういう上等のスクラップは、日鉄としては溶解用としては使わぬわけでござりますから、溶解用に使つたのでは損になるわけです。ですから溶解用に使わなければいかぬものは日鉄が自分で使い、そのうち二割とか三割というような非常に上等なスクラップが出来ますが、それは伸鉄なりその他直接加工をいたすような業者にまわす。その切符も詳しく申しますと、くず化物件そのものを賣るための切符と、そこから出した鉄くずそのものを賣る切符と、こういうことになります。ですから、ある場所から、たとえば日鉄から一万吨のくず化物件をとるという切符をもらつたといたしまして、その中から溶解用は六千トンできるといたします。日鉄が自分の所で使えるくずの切符は六千トンで、四千トンはそこから余計にまわさなければいかぬ。こういう関係になりますので、ただいま御指摘のように、総量といたしましては大きい業者によけいに行くようなことになりますけれども、出て参りましたくず鉄の品質性能によりまして一番有効に行くようにしたい。それを價格の方面で調整したい、こういうぐあいに考えるのです。

○神田委員長代理 他に御質疑はありますか。——御発言もないようでござりますので、質疑はこれにて終了いたします。

本日はこの程度にとどめ、明十二日は午前十時より開会いたすこととしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

〔参考〕
自轉車競技法の一部を改正する法律
案(原健三郎君外六名提出)に関する報
告書
鉱山保安法案(内閣提出)に関する報

〔都合により別冊附録に掲載〕